令和7年度　幸区地域自立支援協議会　定例会 次第

日　　時 ： 令和7年12月23日(火)13:00～15:00
場　　所 ： なかはら障害福祉施設ひらま
総合司会 ： 南部基幹相談支援センター：大田
記　　録 ： 南部地域支援室：日下部氏

1. 開会のあいさつ　幸区役所高齢・障害課：小倉氏

2. 協議会の説明と本日の目的　【資料1】 幸区役所高齢・障害課：稲川氏

3. 今年度の幸区地域自立支援協議会の活動報告
① 課題整理グループ　【資料2】 地域相談支援センターラルゴ：小野寺氏

② 相談支援事業所連絡会　【資料3】 南部基幹相談支援センター：飯嶋氏

③ ワーキング　【資料4】南部在宅支援室：和田氏

4. 意見交換会　【資料5】

5. グループ発表

6. アンケート記入（二次元コードをスマートフォン等で読み込んでご入力ください）

7. 閉会のあいさつ　南部基幹相談支援センター：原氏

資料１

幸区地域自立支援協議会
令和７年度定例会資料

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

自立支援協議会の概要

令和７年１２月２３日（火）
幸区役所地域みまもり支援センター
高齢・障害課

本日の内容

１．国が示す自立支援協議会の位置づけ

２．川崎市における地域自立支援協議会

３．各区における地域自立支援協議会

国が示す自立支援協議会の位置付け

法律上の位置付け

第八十九条の三　協議会の設置

地方公共団体は、単独で又は共同して、**障害者等への支援の体制の整備を図るため**、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

２　前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての**情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図る**とともに、地域の実情に応じた**体制の整備**について協議を行うものとする。

※令和４年１２月改正（自立支援）協議会（第８９条の３第１項～第６項）

ポイント！

- 協議会を通じた「地域づくり」において**「個から地域へ」**の取組が重要
- 地域の関係機関等に**情報提供や意見の表明等の協力を求める**ことができる、協力を求められた関係機関等が**この求めに応じる**ことについて**努力義務**が課された
- 協議会関係者に対し、**守秘義務**を課す

国が示す自立支援協議会の位置付け

要綱（国）上の位置付け　①

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の３第１項に規定する協議会設置運営要綱（抜粋）
第３　市町村が設置する協議会（市町村協議会）

１　基本的な役割
　<u>相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備</u>に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置する。

３　構成メンバー
地域の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。
（例）相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者等、保健所・保健センター、医療機関等、権利擁護支援における中核機関等、教育・雇用関係機関、企業、居住支援法人・不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民 等

４　**主な機能**
・ 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
・ 地域における障害者等への支援体制等に関する課題（以下「地域課題」という。）の抽出、把握及び共有
・ 地域における相談支援体制及び福祉サービス等の整備状況並びに課題等の抽出、把握及び共有
・ 地域における関係機関の連携強化
・ 社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施
・ 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握並びに必要に応じた助言等
・ 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告及び都道府県協議会との連携

国が示す自立支援協議会の位置付け

要綱（国）上の位置付け　②

＜機能（スライドＰ４）を発揮するための要素＞

- **情報（情報の共有と発信）**

  ⇒　潜在化した情報を顕在化、地域資源の機能の共有、　情報の発信　等

- **調整**

  ⇒　福祉分野にとどまらない、企業・司法などの分野を超えてのネットワーク構築　等

- **社会資源（開発・改善）**

  ⇒　地域の資源（フォーマル、インフォーマル）の改善・開発の取り組みの基盤　等

- **人材確保・育成（地域の支援力の資質向上・研修の場）**

  ⇒　協議会構成員の資質向上に必要な地域課題に基づいた研修　等

- **権利擁護**

  ⇒　利用者だけでなく、地域住民全体の生活者としての権利を擁護する役割　等

- **評価**

  ⇒　協議会の活動に関する一連のプロセスと成果の整理・分析　等

国が示す自立支援協議会を読み解くと

自立支援協議会とは、

（誰が）

地方公共団体

（何のために）

相談支援事業をはじめとする
障害者等への支援体制の整備を図る

（何をする）

・個別事例等を通じて明らかになった**地域の課題を共有**
・関係機関等の**連携**の緊密化を図る
・地域における支援体制の整備につなげる**取組**を行う

川崎市地域自立支援協議会の体制

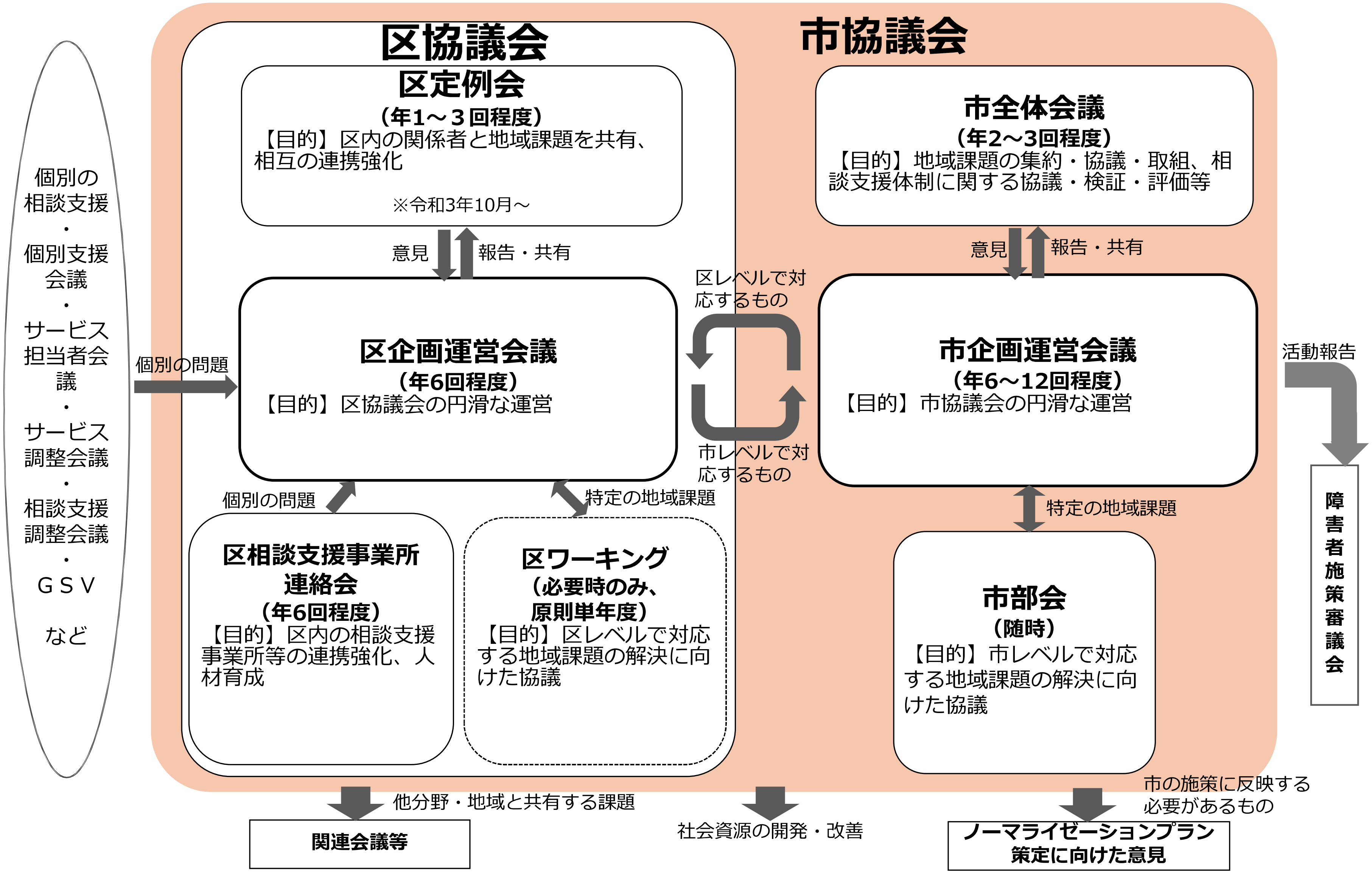

各会議等の概要（市協議会）

	名称	目的	具体的な内容	主な参加者	頻度（／年）
市協議会	**市全体会議**	市協議会の活動全般に関する協議調整	・ **市協議会の取組に関する意見聴取** ・ 地域における関係機関の連携強化 ・ **かわさきノーマライゼーションプランの策定・改定に向けた意見作成** ・ 相談支援体制の評価・検証 ・ 日中サービス支援型共同生活援助事業の評価	【委員】障害者等及びその家族、学識経験者、関係機関等 【事務局】地域包括ケア推進室、基幹相談支援センター、区役所、各専門部会の事務局、市役所関係部署等	2～3回程度
	市 企画運営会議	市協議会の円滑な運営	・**市協議会の年間実施計画の作成、活動を実施、振り返り、評価** ・**市レベルで対応する地域課題に対する取組手法の決定、取組状況の進捗管理** ・市部会の設置、廃止の決定、協議内容の進捗管理 ・区協議会の情報交換	【委員】基幹相談支援センター、全区役所（R６年度より参加）、企画・連携推進課、地域支援室 【事務局】地域包括ケア推進室	6～12回程度
	市部会	市レベルで対応する地域課題の解決に向けた協議	・市レベルで対応する特定の**地域課題に関する協議**	【委員】課題解決に必要な委員 【事務局】地域包括ケア推進室または地域課題に関する所管部署、基幹相談支援センター	随時

各会議等の概要（区協議会）

	名称	目的	具体的な内容	主な参加者	頻度（／年）
区協議会	**区定例会**	区内の関係者と地域課題の共有、相互の連携強化等	・**区レベルで対応する地域課題の共有、意見聴取** ・**区企画運営会議、区ワーキングにおける協議事項についての報告、共有** ・情報伝達、研修 ・**参加者間の交流、ネットワークづくり**　等	【参加者】相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、障害者等及びその家族、地域住民、関係機関、その他 【事務局】区役所、基幹相談支援センター、地域相談支援センター、地域支援室等	1～3回程度
	区相談支援事業所連絡会	区内の相談支援事業所等の連携強化、人材育成等	・**事業所間の交流** ・相談支援に関する情報伝達 ・研修 ・**事例検討**　等	【参加者】指定特定相談支援事業所等、地域相談支援センター 【事務局】 区役所、基幹相談支援センター等	年6回程度
	区ワーキング	区レベルで対応する地域課題の解決に向けた協議	・区レベルで対応する特定の**地域課題に関する協議** ※必要時のみ、原則単年度	【委員】課題解決に必要な委員 【事務局】区役所、基幹相談支援センター、地域相談支援センター等	随時
	区企画運営会議	区協議会の円滑な運営	・**区協議会の運営管理** ・年間実施計画の作成、振り返り ・区レベルで対応する地域課題に対する取組手法の決定、取組状況の進捗管理 ・区ワーキングの設置、廃止の決定、協議内容の進捗管理　等	【事務局】区役所、基幹相談支援センター、地域相談支援センター、地域支援室等	年6回程度

資料２

令和7年度　　幸区地域自立支援協議会　地域課題スクリーニング表　まとめ

カテゴリー	番号	個別の相談支援における問題	市民の生活への影響（地域の問題）
指定特定事業所関係	1	計画相談支援を利用したいのに、指定特定相談支援事業所や相談支援専門員が少なく利用できないので、セルフプランで利用している。サービス利用についての希望や困りごとを誰に相談したらいいのか分からない。	・幸区は特に指定特定相談支援事業所が少なく（委託以外で実働している事業所は５か所）身近なところで相談できない ・複数のサービスを利用している方の場合、サービス事業所同士の連携や情報共有がしにくかったり、サービス事業所が問題を抱え込んでしまったり、支援方針がバラバラになるなど利用者の不利益になる ・希望する人が計画相談支援を利用できていない ・障害者相談支援センターや区役所が計画相談支援やセルフプラン作成支援に追われ、サービス利用以外への支援等の業務に支障が出ている
	2	計画相談を希望しても空きがない。	・セルフプランが増えて支援状況がわからなくなる ＊横浜市HPに指定特定相談支援事業所受入可能状況リストが掲載されている。川崎市も同様のシステムがあると、利用を必要としている相談者がつながりやすい。
福祉サービス関係	3	計画相談支援を受けていたとしても本人に合った適切なサービスや支援につながるとは限らない。	・指定特定相談支援事業所ごとに情報量や支援の質などにばらつきがあるため、計画相談支援を受ける利用者にとっては、どの事業所や相談員から支援を受けるかにより支援内容も異なってしまう
	4	日曜日に過ごせる場所があると良いが、普通の人が過ごす場所ではなく障害者が過ごすような福祉サービスの場所が良い。	・平日しか福祉サービスが使えず、週末に支援が途切れてしまうことで、不安や孤立感を抱える人が他にもいる
	5	支援者に聞いても、最新の情報が得られない。	・支援者に聞いても最新の情報が得られない
地域の構造的問題	6	ふくふくが出来て良かったが、川崎駅からルフロン横を通る道がデコボコで、車いすでの移動が非常に不便で危険も感じる。	・怪我や事故が発生する可能性がある ・社会参加の機会が制限されてしまう
	7	一人で生活できる場所へ引っ越ししたいが、不動産屋から紹介された物件が1件しかなく選べなかった。ワンルームタイプのグループホームを探したが空きがなく、シェアハウスや一軒家タイプしかない。	・望まない環境での生活が長引く。 ・安心して住み続けられる権利が十分に果たされない。住まいの選択肢が少ない。 ・希望するサービスのあるグループホーム ・希望する地域での賃貸住
住環境問題	8	自宅内に大量のゴミが溜まっており、自力では片づけられず、生活がしづらくなっている。誰にも頼ることができず、不安を抱えている。	・ゴミの蓄積によって生活が困難になる人は他にもおり、支援が行き届かず、孤立している人が地域に存在している
バリアフリー	R６-2	・ 車いすのままトイレを利用できない事業所が多い ・ 設備が「ない」と言われるケース ・ 本人が将来を選択する権利が制限されている	・ 日常生活・仕事の動線に支障 ・ 駅近物件は一般向け優先で福祉に不利 ・ 小さな設計差が生活の選択肢を奪う ・ 情報共有・問い合わせ・調査が必要 ・ 物理的バリア（トイレ・建物設計・アクセス）が生活の自由を奪う ・ 都市部でもバリアフリー格差が存在 ・ 「新しい街ほど改善」はあるが、全域には浸透していない ・ 個別の環境整備不足が将来の選択肢を奪う ・ 利用者の声を反映した事業所設計・地域整備が必要
他者とのつながり	R６-3	通所先などをやめた後、支援者とのつながりがなくなり、本人・家族が情報を得る機会がなくなっている。（唯一の機会を失った） ※本人・家族の困り感：長期間家族以外とのつながりが持てていない当事者。外部とのつながりが途絶えることで、本人が好きなことややりたいこと（提出のケースでは絵を描くことなど）に取り組む機会を持てない。 当事者がその状態を好んでいる可能性はあるが、情報が本人に届かず、選択ができないことが問題であると捉える。	・地域の中で孤立している世帯 ・家族以外とのつながりのない世帯 ・サービス利用が途絶えて引きこもりになる （あるべき姿） ・支援が途絶える前にどこかとつながる ⇒つなげるルールがあると良い ・家族が相談できる場や機会がある （解決に向けた方向性/幸区でできること） ・地域での見守り体制の構築 ・サービス事業所や支援機関に体して支援終了前に、区役所・相談支援へつなげてもらえるよう周知する

資料３

令和７年度幸区地域自立支援協議会相談支援事業所連絡会　活動報告

１．活動目的と主な活動内容

活動目的　　　：区内の相談支援事業所等の連携強化及び人材育成を図る

主な活動内容：業務に必要な情報伝達、情報共有、事例検討、ケース支援に関する意見交換、研修、勉強会、事業所間の交流、など

２．今年度の活動

第１回	日時：令和７年７月22日（火）14時～15時30分 会場：さいわい健康福祉プラザ１Ｆ　クラブ室Ｃ 内容：１．開会のあいさつ ２．令和７年度幸区相談支援事業所連絡会運営について ３．意見交換・情報共有： グループに分かれて意見交換 ① ケース支援や事業所運営について、日頃の困りごと、聞きたいこと ② 今年度の連絡会で取り上げたいテーマ ③ その他	参加人数：９名 （他、企画運営７名）
第２回	日時：令和７年９月30日（火）14時～15時30分 会場：さいわい健康福祉プラザ１Ｆ　ホールＢ 内容：１．開会のあいさつ ２．テーマトーク：「加算について」 ３．事例検討：「課題感のない方への支援」 ４．情報共有	参加人数：21名 （他、企画運営８名）
第３回	日時：令和７年11月25日（火）14時～15時30分 会場：障害者支援施設ひらま　体育室 内容：１．開会のあいさつ ２．情報共有： ３．意見交換：グループに分かれて意見交換 「ちょっと聞きたい、相談したいこと」	参加人数：15名 （他、企画運営７名） 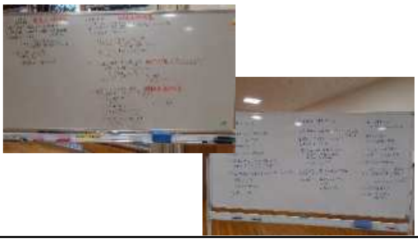
第４回 (予定)	日時：令和８年１月27日（火）14時～15時30分 会場：障害者支援施設ひらま　体育室 内容：１．開会のあいさつ ２．意見交換：	

資料４－１

様式7-1

幸区地域自立支援協議会
令和７年「バリアフリーワーキング」　設置計画書

地域課題	車いす利用者が利用できる事業所情報を当事者・利用者が得やすくする(情報が得にくいことが地域課題)
ワーキング設置の理由 （地域課題の説明）	・幸区内(南加瀬、小倉、河原町など)は古い住宅や建物が多く、車いすトイレが少ない。また建物が古いと段差も多く、スロープが未設置な場所も多い。 ・新設される建物や事業所はバリアフリーなことが多いが、車いすの利用者が利用できるトイレや環境が少ない。
目標	車いす利用者自身が幸区内の障害福祉事業所の車いすトイレの情報を調べやすくできるようにする。
取組手法、内容	・ワーキング委員を募り、幸区内の車いす利用者及び車いすトイレについて意見交換及び情報収集をする。(通所事業所への聞き取り内容について、車いすトイレの有無だけで良いか等をバリアフリーマップかわさきの情報も参照しながら検討する) ・幸区内の生活介護・生活訓練・就労B型・就労A型・就労移行・地域活動センターの各事業所にそれぞれ聞き取り調査等を行う。 ・集約した情報の掲載先として『さいわいガイドマップ』を想定し、地域振興課と意見交換する。（障害事業所が掲載されていない理由、掲載する情報の範囲等。意見交換会を11月中で想定していく） ・幸区自立支援協議会・定例会にて活動報告を行う。
設置期間	令和７年９月１日～令和７年１２月３１日
開催頻度・開催予定	オンライン会議を含め、月１～２回程度開催予定

幸区地域自立支援協議会
令和７年「バリアフリーワーキング」　委員名簿

	所　　　　属	氏　　名
1	生活介護事業所　（このはな園）	
2	地域活動支援センター　（フォーラムさいわい）	
3	就労移行支援事業所　（インプレッションかしまだ）	
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

【事務局】

	所　　　　属	氏　　名
1	地域相談支援センターラルゴ	
2	地域相談支援センターあんさんぶる	
3	地域相談支援センターつかごし	
4	川崎市南部基幹相談支援センター	
5	南部在宅支援室	
6		
7		
8		
9		
10		
11		

様式7-2

幸区地域自立支援協議会
令和７年「バリアフリーワーキング」　実施報告書

地域課題	車いす利用者が利用できる事業所情報を当事者・利用者が得やすくする(情報が得にくいことが地域課題)
目標	車いす利用者自身が幸区内の障害福祉事業所の車いすトイレの情報を調べやすくできるようにする。
取組経過	・9月9日、第1回バリアフリーワーキングを開催。委員と事務局の挨拶・顔合わせ、ワーキングの目的確認、情報共有、調査内容の検討 ・10月24日、第2回バリアフリーワーキングを開催。調査結果の考察、調査結果の掲載先を検討、定例会の報告及び意見聴取内容の検討 ・11月26日、第3回バリアフリーワーキングを開催。年間実施報告書(案)の作成・検討、定例会に向けた準備 ・12月23日、幸区自立支援協議会定例会にて活動報告、意見聴取　→年間実施報告書の完成・提出
取組成果	〈通所事業所からの聞き取り調査結果からの考察〉 ・新築/築浅物件と築古物件では設備に大きく差があるように感じられた。比較的最近開設された事業所（就労移行支援事業所や放課後等デイサービス等）はユニバーサルデザイン（最初から誰もが使いやすいデザイン）で建てられた新築/築浅物件で事業実施することが多く、歴史の長い地域活動支援センターや生活介護事業所等は築古物件で事業実施しているためバリアフリー（後から障壁を取り除く）の観点で対応している傾向があると考察できるのではないか。 ・上記の考察結果から、①車いす利用者の受け入れについて、②車いす利用者が現在利用しているかどうかについて、③車いす利用者の送迎利用について、の3点を幸区内の事業所(生活介護、自立訓練、就労継続支援、就労移行支援、地域活動センター、放課後等デイサービス、児童発達支援、指定相談)からアンケート調査し、幸区自立支援協議会の定例会の場で、グループワークにて意見聴取することとなった。 〈定例会での意見聴取の結果〉 〈取組成果〉
残された課題	

資料４－２

【令和７年度　幸区自立支援協議会　　バリアフリーワーキング】

取組の目的・目標
車いす利用者自身が幸区内の障害福祉事業所の車いすトイレの情報を調べやすくできるようにする
主な内容
幸区内の車いす利用者及び車いすトイレの設置状況等について意見交換、情報収集、区内の通所事業所への聞き取り調査、収集した情報の発信方法の検討、区協議会での活動報告

・ワーキング委員を募り、幸区内の車いす利用者及び車いすトイレについて意見交換及び情報収集をする。
・幸区内の生活介護・生活訓練・就労B型・就労A型・就労移行・地域活動センターの各事業所にそれぞれ聞き取り調査等を行う。
・集約した情報の掲載先として『さいわいガイドマップ』を想定し、地域振興課と意見交換する。（障害事業所が掲載されていない理由、掲載する情報の範囲等。意見交換会を11月中で想定していく）
・幸区自立支援協議会・定例会にて活動報告を行う。

〈通所事業所からの聞き取り調査の実施・調査結果からの考察を行った〉
・新築/築浅物件と築古物件では設備に大きく差があるのではないか。比較的最近開設された事業所（就労移行支援事業所や放課後等デイサービス等）はユニバーサルデザイン（最初から誰もが使いやすいデザイン）で建てられた新築/築浅物件で事業実施することが多く、歴史の長い地域活動支援センターや生活介護事業所等は築古物件で事業実施しているためバリアフリー（後から障壁を取り除く）の観点で対応している傾向があると考察した。
第１回：9/9、第２回：10/24、第３回：11/26、定例会：12/23（聞き取り、意見交換、考察）

〈ワーキング活動の結果〉
・さいわいガイドマップではなく、区協議会の活動として幸区のホームページに車いすの方が通所できる事業所情報を掲載する方針に変更した
・掲載情報収集及び活動報告のため、定例会の場を活用し、①車いす利用者の受け入れについて、②車いす利用者が現在利用しているかどうかについて、③車いす利用者の送迎利用について、の3点を幸区内の通所事業所からアンケート調査した
・定例会にてグループワーク時に意見聴取を行い、区内の状況を知る材料とした。